

平成 17 年度 第 2 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 18 年 ( 2 0 0 6 年 ) 1 月 2 7 日 ( 金 ) 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 4 6

2 場 所 長野県庁 西庁舎 1 1 1 号会議室 ( 長野市 )

3 内 容 議事

- ( 1 ) ( 仮称 ) 木曾川右岸道路 ( 南部ルート ) 建設事業に関する環境影響評価準備書  
について
- ( 2 ) その他

4 出席委員 ( 五十音順 )

梅 崎 健 夫  
大 塚 孝 一  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝  
亀 山 章 ( 委員長 )  
陸 齊  
佐 倉 保 夫  
佐 藤 利 幸  
野 見 山 哲 生

5 欠席委員 ( 五十音順 )

今 井 信 五  
塩 田 正 純  
富 樫 均  
中 村 浩 志  
花 里 孝 幸

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

## 1 開 会

事務局（長野県生活環境部環境自然保護課 白井）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成17年度第2回長野県環境影響評価技術委員会の会議を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境自然保護課の白井厚隆です。

よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本日の欠席委員等の御報告を申し上げます。

今井委員、塩田委員、中村委員が都合により御欠席という御報告を、また、富樫委員からは遅れて御出席をいただけるとい御報告をいただいております。また、花里委員、野見山委員につきましては出席という報告をいただいておりますが若干遅れておる状況でございます。

本委員会の委員14名に対しまして現在8名ということで、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されます。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

したがいまして、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、委員長が議長となることとなっておりますので、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、続けて議事の進行をお願いいたします。

## 2 議 事

(2)(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業に関する環境影響評価準備書について

亀山委員長

それでは年が改まりましたので本年もよろしくお願いいたします。

本日は年度末のお忙しいところ、委員の皆様には御出席いただきましてありがとうございます。今日の会議でございますけれどもお手元の資料をまず確認させていただきますが、会議次第でクリップで留めたものがございましてこれは下に資料と書いてございまして、資料の1から3までと参考資料が綴られたものでございまして。もう1つは第1回の会議録がとじられたものがございまして、これにつきましては委員の皆さんに既に御発言等につきまして御確認いただいておりますので、それを本日、机上に配付させていただいております。本日の進め方でございますが、初めに資料の1-1から8まで使いまして前回の質問、意見に対する事業者の対応について御説明いただきます。それから資料の2で準備書に対する住民からの意見に対する事業者の見解がございまして。資料の3で関係機関からの意見に対する事業者の見解がございまして。この3つを初めに御説明いただきまして、そのあと各委員から準備書に対する意見、それから本日御説明いただいたことに対する質疑等を行っていただきまして、議論を進めていきたいというふうを考えております。できれば次回ぐらいに意見をまとめて技術委員会としての意見にしたいというふうを考えてございましてよろしく願いいたします。

それでは座ったままで進めさせていただきます。

議事の1でございますが、(仮称)木曽川右岸道路(南部ルート)建設事業に関する環境影響評価準備書について前回の会議の整理をお願いいたしましたので、ただいま申し上げました資料1から3に基づきまして事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 (長野県生活環境部環境自然保護課 宮尾)

環境自然保護課環境審査ユニットリーダーの宮尾徹でございます。

事務局から、前回の会議の開催状況と、本日お配りしてあります資料の簡単な説明をさせていただきます。なお、資料の内容に関わる詳細の説明はのちほど事業者からも説明があると思いますのでよろしくをお願いいたします。

まず会議の開催状況でございますが、昨年12月2日に第1回目が木曽で開催されました。木曽川右岸道路準備書について、事業者から事業計画及び環境影響評価の項目ごとの調査、予測結果について概略を説明していただき、委員の皆様から御意見、御質問をいただきました。また、引き続きまして現地調査ということで、木曽郡上松町、大桑村及び南木曽町において事業予定地域を実際に御確認をいただいたところでございます。

次に資料関係でございますが、今委員長の方から御説明がありましたとおり各委員のお手元には、前回の会議録をお配りしてございます。過日、出席委員及び発言者に内容の確認をしていただき、そして委員長に最終確認をしていただいたものでございます。

また、本日の会議資料の1から3についてですけれども、その一部は参考までに事前に委員様に送付させていただきましたが、事業者の見解について検討中の部分があったことなどから、修正・追記をさせていただきます、事前にお送りしてありません資料を含めて、改めて一式お配りさせていただきました。

それから資料の1-1から1-8につきましては、前回の会議でいただいた御意見、御質問等について、事業者の対応、それからその関連資料ということでございます。

資料の2は、住民の方から提出された意見、それから事業者の見解についてでございます。

資料の3は、県の関係機関から提出されました意見及び事業者の見解についてというものでございます。

その他に参考資料といたしまして、事業者が行った地元説明会での住民からの意見、質問とその回答についてまとめたものをお配りしてございます。

また、本日欠席されている委員、これは塩田委員からのものでございますが事前に御意見をいただいておりますので、その分も、一番最後になっておりますがお配りしてございます。

また、参考までに申し上げますけれども、条例に基づく準備書の縦覧は11月24日から12月26日までの1か月間行われまして、引き続き1月10日まで準備書について住民の方などの意見を募集したところ、1件の御意見が寄せられ、これを資料2にまとめております。

また、多くの皆様から御意見をお聞きするために1月22日に公聴会の開催を予定いたしました、期日までに公述の申出がなく、中止といたしました。

事務局からは以上でございます。

亀山委員長

引き続き資料の1-1から8で御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

事業者（長野県木曾地方事務所林務課 山口）

長野県木曾地方事務所の林務課の山口と申します。座って御説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。順番に説明をしていきます。

番号の1番ですけども、佐藤委員から出された御意見、御質問で、「国道19号への長野県全体としての意義付け、環境に優しいなど、いくつかの目的の優先順位に係る詳しい経緯について説明してほしい。」という御質問でした。回答ですけども、「平成13年に実施された住民集会やアンケート結果を通して、道路建設の三つのコンセプトが決定されました。その三つは、それぞれを切り離して考えられるものではなく、一体として優先するものであります。そのコンセプトに沿って、住民参加により複数のルート案の検討が進められました。そして方法書から準備書への段階で技術的な概略検討を行い、地域住民の方々と協議を行った結果、道路建設が困難な路線を外して準備書、0-2頁に理由等説明してありますけれど、記載した路線案を選定しています。」

次に2番目です。塩田委員から出された御質問です。「交通量の増え方により騒音レベルの増加量も変わってくるが、交通量はどの程度増加するのか。」という質問でした。「資料編、資料1-1~1-4に示すとおり、建設事業の基点である登玉に接続する既設部分である林道荻原西山殿線」、前回バスの中で一緒に走っていただきましたけれども、今できている部分の右岸道路です。「の全体計画調査報告書から計画交通量を5,000台/日としています。」

3番目です。これも塩田委員で、「南部ルートの舗装は、排水性舗装や吸音性舗装等の舗装を想定しているのか。」ということで、前回もお答えしてありますけども、「予測・評価では、一般的な工法によるものとして、通常のアスファルト舗装としています。」。参考として資料1-2に道路環境影響評価の技術手法追補版-1を御用意してあります。建設機械による騒音の予測は、「道路環境影響評価の技術手法」では、「音の伝播理論に基く予測式」として日本音響学会のASJCN-model 2002を使用することとしており、予測手法は工種別予測手法もしくは機械別予測手法の2種類が提案されますが、原則として工種別予測手法で予測することとなっています。本事業の場合、工事計画が詳細に検討されているわけではありませんので、工種別予測手法を用いました。工種別予測手法の場合、規格等も特定されていないので、機械の規格等は特定できていません。3番については以上です。

4番目も塩田委員からの意見でした。「保全対策において、「防音壁を1m」であるとか、「仮囲いを2m」と明記しているが、保全対策の実現性も踏まえ、「仮囲いの設置(2m)」等の表示としたらどうか。」という御意見でした。対応としては、「予測条件として準備書には高さを明示しておく必要があるため、「仮囲いの設置(2m)」とするなど表現を変更するとともに注意書きを示し、評価書に反映させます。」注意書きの例ですが、「(2m)」は予測条件を示しており、現地の条件により高さは変更する可能性があります。」

5番目も塩田委員からです。「トンネル騒音・振動対策技術会監修の「騒音、振動、超低周波音の予測と対策」を次回委員会で資料提示していただきたい。」ということで、資料1-3として御用意しました。

6番目です。これも塩田委員です。「環境省の「低周波音問題対応の手引書」は環境アセスメントには使用しないでほしいと明記されていることから、削除した方が良い。」ということでした。評価の参照値として、準備書で用いた「低周波音問題対応の手引書」を使用しないこととし、「道路環境影響評価の技術手法」(第2巻)に示される指標値(L<sub>50</sub>:90dB、L<sub>65</sub>:100dB)を参照値として現地調査結果をまとめ、評価書に反映することとしました。その見直し結果は、資料1-4で提示してあります。準備書の4.4-6頁に相当する部分になります。

7番目です。これも塩田委員です。「予測・評価では、感覚閾値を重視する方向で修正してほしい。」という御意見でした。それに対し、「準備書の予測及び評価においては、発破工事では火薬学会の目安で一過性(単発性)を考慮し著しい不快感を与えないと考えられる値である130dBを参考値としています。」自動車の走行では「道路環境影響評価の技術手法」に示される指標値(L<sub>50</sub>:90dB、L<sub>05</sub>:100dB)を参考値としています。これを資料1-3に提示してあります。その後、塩田委員から、130dBについて検討が必要ということで、またこのあと資料3でも御説明しますが、関係機関からもそのような意見が出されていまして、その対応については、また後にお答えします。

8番目です。これも塩田委員です。「環境省HPでは、平成16年度の低周波音に関する苦情件数が示されているが、このうち、建設作業機械からの苦情件数が顕著に増加している。このため、建設作業機械による低周波音の影響についても検討した方が良い。」ということでした。対応としては、建設作業機械の稼働に伴う低周波の影響予測手法は、確立されていないため実施してません。環境省HPでは、建設作業機械による低周波の苦情件数が掲載されていますが、建設工事や道路交通ではほぼ横ばいといえます。資料1-5にそのHPの抜粋を提出してあります。

9番目です。これも塩田委員です。「発破工事の際の保全対策として示されている防音扉は、さほど効果がないことが分かっている。予測結果の根拠についてしっかりと検証しておくことが必要である。」ということでした。準備書の中では、「騒音、振動、超低周波音の予測と対策」に示される対策効果を目安として評価しています。資料1-3が参考資料になります。

10番目です。富樫委員から出された御意見です。「活断層の活動性に関する記載がない。」ということでした。対応としては、準備書4.9-15頁に示している図面の名称を、「活断層の位置」から「断層の活動性評価区分図」に変更して評価書に反映させます。準備書の4.9-11頁は、今日提出してあります資料1-6に示すとおり活動性に関する記述を追加して評価書に反映させます。

11番目です。これも富樫委員から水象についてです。「集落では地下水や沢水を利用しているようなので、水源施設だけではなく、取水源の位置図も示し、地下水への影響を定性的に評価する必要がある。」ということでした。対応としては、取水源の位置図は方法書に記載されてましたが、準備書には記載されていなかったため、評価書には取水源の位置図を記載します。資料1-7に提示しました。簡易水道の配水区域等も示しました。2箇所の川向簡易水道は、北側の簡易水道の上流側の伏流水を取水して、野尻簡易水道及び東部簡易水道は木曾川の左岸側の表流水を取水しています。地下水への影響は準備書の4.8-10頁から14頁に示しています。取水源の位置は、工事による改変を受けない地点でして、利水への影響は小さいものと予測しています。

12番目は花里委員からの御意見でした。「樹木伐採後の状態による水象への影響が予測評価されていない。また、地下水が豊富な扇状地等における樹木の伐採面積の情報もない。」ということでした。対応として、「植物」の項目において、土工部が横断する木曾川の本流の集水域を抽出して、土壌と植生の各々について水土保全機能の観点から予測評価を行っており、改変率が小さいことから影響は小さいものと評価しています。その他の地域については、植物群落ごとの改変率の変化が小さくなることが明らかであったため、より影響が大きいと考える支川流域を対象として、資料1-8を作成しました。資料編4.10-39頁から69頁に示す各ブロックの水土保全機能評価図に改変面積や改変率等を追記した平面図を作ったものが資料1-8になります。

13番目は亀山委員長からです。「要約書67頁の表をどのように作成したかということも含めもう少し詳しく説明してほしい。」ということでした。「各計画路線に対する評価については、各区間の比較案を環境要素ごとに相対評価し、影響が小さいルート案を選定しています。総合評価では、各環境要素

の比較結果を集計するとともに、振動など一時的な影響については環境へのインパクトが小さいものと判断し、各区間において環境へのインパクトの大きな環境要素を重視して最も影響の小さいルートを選定しました。」

14番目です。塩田委員からです。「F案の橋梁の構造は、スチール橋梁にするのか、それともコンクリート橋梁にするのか。」現地調査の際に御質問がありました。対応として、今後、安全性や施工性、経済性、景観等も含め計画・設計を行って構造決定をしていきたいと考えています。

以上が資料1についての説明になります。

亀山委員長

ありがとうございました。資料の2と3も同じようなことについての御説明があるわけですね。ですから全部続けてやっててもいいですけど……。あっ、15番ありますね。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

すみません。15番目、野見山委員から現地調査の際に聞かれたことです。「南木曽の田立にある特別養護老人ホーム（あすなろ荘）には常時何名ほどの方がいるのか。」ということで、右に示したとおりです。定員は長期入所者74名で現在入所者72名です。短期入所者は16名のうち現在入所している方は14名になります。以上です。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。今申し上げたように、資料の2と3も同じような項目について書いている部分もございますので、ひととおり説明をいただいてから御意見いただいた方がいいかと思えますので、そんなふうにしていただきたいと思います。よろしいですか。資料の2の御説明をお願いします。資料の2は机の上でございます資料の後ろの方から御覧いただくと分かりやすくなっていますが、資料2は1枚です。資料3は一番最後から2つ目の資料で、10枚程度でしょうか、綴じられたものがございます。ではよろしくをお願いします。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

長野県木曽地方事務所の山口です。事務局からも説明がありましたが、準備書に対する意見が住民から1件だけありました。その内容ですが、南木曽町の住民の方からです。「F案の旧国道は、落石等非常に危険な場所で、そのために国道が右岸に付け替えられたものであり、比較検討案として出すこと自体間違いであったと考える。また、F案は道の拡幅が必要となり地形地質・植物への影響が大であり、車の騒音は対岸のクマタカに大きな影響を与えるものと思われます。それに比べG案はほとんどがトンネルであるため、総合評価で「F案とG案は構造がほぼ同じことから大きな差が見られない」と評価しているが、G案は環境への影響は少ないと判断すべきだと思います。」こういった意見でした。それに対して事業者の見解として、「F案が比較対象路線として検討されることになったのは、方法書に対する知事意見として「南木曽町賤母地区の旧国道を利用する代替案を含め、……比較検討を行うこと。」と指示されたためです。そして、環境を保全する見地から調査を行い、路線評価を行った結果が準備書になります。ご意見のとおり、F案は、落石の危険を完全に防止することは困難と評価していますが、G案は、トンネル部分が多いものの、明かりの部分で貴重種へ与える影響が大きく評価されているため、環境への影響を配慮する結果となりました。したがって、今後、路線選定の段階で、本環境影響評価の

結果を十分に尊重しつつ、環境以外の要因、経済性、地域の方々のご意見等を勘案し、絞り込んでいく方針であります。ただし、どの路線を採用するにしても、保全対策を実施し、環境へ影響を与えない道路建設に努めてまいります。」といった見解を示しました。

次に資料3について御説明しますが、評価書作成の受託会社の方から説明していただきます。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 中村）

アジア航測の中村と申します。本日は滝口、小栗の3名で出席させていただいております。これから評価書の作成まで事業者さんのお手伝いをさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。具体的な内容の説明につきましては滝口の方から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

座ったままで失礼いたします。滝口でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3、17頁のA4の横書きのものでございますけれど、それをお持ちになって、あるいは場合によっては準備書と比べながら説明させていただきたいと思います。番号が一番左にふってございまして関係機関から多様な意見をいただきました関係でこれを準備書の記載順に並べているのがこの資料の構成であります。左側の方に章、大項目、小項目とありますけどこれが準備書の目次等で御覧になっていただくと分かる部分にしてあります。提出者とありますのが主に県庁内だと思んですけど、関係機関の皆様からいただいているという、その提出者の部分でございます。次にある項目というのがこの準備書で該当する部分ということで、意見の中に入って、記載している部分を示しています。真ん中辺にあります意見というのがその意見でございます。それでは最初から説明させていただきます。

まず1つ目なんですけれども、準備書の1 - 8頁なんですけど、これは記載の問題なんですけど(1)(2)のタイトルが続けて書いてありまして、内容がその後に書いてあるということで、これは同一のものということで、一緒にしましてそれ以降繰り上げるということにしたいと思っています。

引き続きまして2番目なんですけども、意見等これは工事計画の部分です。これに対して、「保全対象に対し工事用車両の通行を伴わない夜間工事」、トンネルですね、「については地域住民と協議して実施していくこと。」ということで住民への配慮ということの意見でございました。これに対して工事計画の該当部分に、右になりますけど真ん中辺の所になりますけど、「トンネル工事を夜間に行おうとする際には、施工地近傍の住民と協議し承諾を得られた場合に実施する。」というような文言を書き加えております。また併せてですねちょっとあの、現実的に難しい問題を書き加えている部分がありまして、準備書には、「工事用車両については本線内工事用道路を使用し」と書いてありますが、ここだけ使用しては工事は現実的にできない部分がありますので、「極力このところを使う」と改めてあります。

3番目としまして、トンネル工事の濁水処理に関する記述でございます。「3次処理までの記述について、トンネル工事を想定したものと考えられるので、表現を直すこと。」という御意見がありましたので、右にありますように、「トンネル工事の濁水処理は」というふうなことを挿入して修正して評価書に反映したいというふうに思っています。

続いて4つ目なんですけど、これはのり面及び植栽計画に関しまして、「構造物により改変面積を小さくするより、土羽構造等にして緑化した場合の方が環境に良いケースがあることを考慮すること。」ということでございます。これ以降も若干でてくるんですけども、保全対策のメニューに加えてもう少し他の項目を考えた方がいいとか、それでは書き足りないという意見がいくつかできます。そういったものの一つなんですけど、やはりそういうことであるというふうなこととして、「必要に応じて土羽構

造の選択を考慮する。」と書き加えることとして対応したいというふうに思っています。

5番目の、やはりこれものり面及び植栽計画、ここでは「初期にはシートで覆ってのり面の養生等を行い」とあるところなんですけど、「崩落のおそれがない場合は、景観等に配慮してシートで覆わずに早期緑化をすべきである。」というふうな御意見もございました。確かにそういったこともございますのでその部分を付け加えさせていただいております。

それからやはり同じ部分についてですね、「切土、盛土等については、在来種を採用した緑化を行うため、改変の生じる形状（勾配等）によってはより適した緑化工法（種子吹付等）をとることが、環境に負荷のないものである。」というふうな御意見をいただきました。これにつきまして右側にありますが下半分ぐらいですけど、「なお、切土、盛土などの斜面には、速やかに種子吹付等のり面保護対策を実施するとともに」というような形で御意見の趣旨に沿って付け加えさせていただくとともにですね、マント群落・ソデ群落という、ちょっと一般の方にはすぐに分かりにくいなという部分もありましたので、それについて若干説明を加えるなどしてちょっと丁寧にするというふうな対応させていただきたいと思っております。

それからやはり同じ場所ですけども、「植栽については、地域の方の理解が必要であるため意見を聞くこと。」というふうなことがございます。これについても準備書の文中にですね「地域の住民の意見を聞きながら植栽の導入や既存の緑地帯の保全を検討し実施する。」というふうな形に対応したいと思えます。

続きまして8番目の件でございます。構造物の色彩に関する部分であります。「色彩計画にあたっては地域住民の意見を聞くこと。」という意見でございました。これについてはそういったことだと思いますので、色彩については、「計画の段階で、色相、明度、彩度等の心理効果について配慮するため、地域住民の意見を聞きながら検討する。」という形に加えさせていただいております。

それから、道路の維持管理の部分です。これは2点の意見でありますけれども、1点目は雨水の管理の扱い、それから信号機の話についてですけど、「地形によっては浸透マスにより水を地下へ供給することにより災害の恐れもあるため、排水は流末まで管理することが必要である。信号機は交通の円滑化のみが目的でなく、交通安全確保等のため地域の方や、交通管理者（警察等）と話し合って決めていくこと。」という意見でございました。御意見の指摘に沿いまして、右にありますとおり路面排水というものを浸透マスに加えてですね維持管理をする部分に加えております。それから信号機の部分についても御意見の趣旨に沿って「地域住民や交通管理者との話し合いにより、交差点の信号の設置の検討を行う。」というふうに対応したいと思っております。

それから、ここからいくつかはですね記載ミスとか最新情報の漏れとかですね、そういったものがあつた指摘でございます。

10番目は、配慮する施設ということでのデータを最新の形にするとういこと。

それから、11番目から13番目までは単位等の記述に誤りがあつたということでございますのでそのとおりに対応させていただきたいということでございます。

14番目になりますけれども、地域概況のところの動植物のところですね、「魚類の概要に「ヤマメ」と記述があるが、本来は木曾川に生育しないとされる種であるので再度確認願います。」ということでした。これは地元の町誌の自然編にヤマメについては移植または混入種として記載されておりました。地域概況の部分で多くの種の中から代表的な種を並べてあげている部分でございますし、この種がこのアセスメントの中で大きく注目して議論しているということではございません関係で誤解が生じないように地域概況の記述の中のところから削除するという形で対応したいというふうに思います。



それから15番目の意見なんですけれども、これは環境影響要因、あるいは環境影響要素及び環境影響項目の選定のところにも関わってくる意見でございましたが、「人が動くことにより、弁当の空き容器、空き缶等ごみの不法投棄が懸念される。待避所、チェーン脱着場等の設置に当たっては、場所利用形態等十分な検討を要すると思われる。ごみ、排泄物等が植物や動物に与える影響についても環境影響評価のうえで重要と考える。」という御意見でした。これにつきましてはそういった御指摘の中身は理解できるんですけども、本事業の場合は、観光などの一時的な停車を想定したような道路ではなく、主として地域住民の生活利便の確保というのを目的としているような道路であることで、そういったことの影響はことさら大きいということではないんじゃないかということ、そういったことですね、一般的なポイ捨て等を含むですね、不法投棄防止のための普及活動、この事業に限らずですね、そういったことでの対応で、対応できるんじゃないかということでこのアセスメントの要因としてですね特段設定するというにはしたくないというふうなことでございます。

16番目につきましてはこれタイトルの誤りがありましたので直したいと思っております。

それから17番目、これは保全対策のうち・・・、失礼しました、大気質の予測、保全対策の部分でございましてけれども、大気質の保全対策として「排ガス対策型の建設機械の選択等による保全対策も考慮すること。」ということでこれも保全対策メニューから抜けておりましたので、それを付け加えさせていただくという対応で考えたいと思います。

18番目、これは有効数字の記述の部分で誤りがございましたので反映させたいと思います。

それから19番目、これも騒音についての保全対策の中で示してある対策以外に、「低騒音型建設機械の選択、作業時間帯、作業工程の設定などによる保全対策も考慮する。」という御指摘がありましたので、文章に加えさせていただくと同時に、先ほど前回の技術委員会の中で塩田委員から指摘のありましたような表記の仕方について、高さ2mを括弧書きにする等の対応を取りたいと思います。

20番目ですけれども、これも騒音に対する保全対策です。「トンネル坑口等において防音シート等の設置、作業時間帯、作業工程の設定などによる保全対策も考慮すること。」これもやはりプラスアルファというか保全対策メニューを加えたほうがいいのではないかと御指摘ですので、それを加えさせていただくこととあります。

めくっていただきまして、また騒音の保全対策でございまして、これは、供用後の自動車の走行に関連することですけれども、「道路の良好な路面状況の確保に努めるなど、道路管理の徹底の対策を優先すること。なお、遮音壁の設置にあたっては地域住民の意見を聞くこと。」ということがありました。準備書には実施方法として、高さ1mの遮音壁を設置ということのみ書かれておりましたので、御意見のように他のメニューもございまして、それを加えさせていただくと同時に、やはりこれも工事中の遮音壁の高さの表記と同じように、注記をつけるというふうな形、それから括弧書きにするという形で対応したいと思います。

22番目です。騒音の評価に関する部分ですが、「防音扉を複数設置することにより防音効果を高めることが可能であり、さらに影響を少なくすることができる。」というところで、準備書は止めておいたんですけど、意見として、このようなことは「一般論であり予測に基づき事業者が講ずる保全対策を記述すべき」という意見でございました。したがって、その文章中に「防音効果を高めることができるため、予測ブロックごとに評価の基準値以下になるような対策を実施する。」という形に句を改めたいと思います。

騒音の評価のところ、やはり同じような御指摘ですけれども、記述に加えて、それに講ずる内容を記述すべきだということがあります。「地元説明会が重要とされており、保全対策とあわせて実施する

必要がある。」というふうな、ちょっと分かりにくい表現でしたので、「説明会を実施する。」ということをも明記させていただくことで対応したいと思います。

引き続きまして、振動の予測評価、保全対策の部分ですけれども、「発破により大きく影響を受ける場合には、作業時間帯等による対策も検討すること。また、住民への事前周知を図ること。」ということで、その部分が抜けておりましたので、右に書かれているように「作業時間帯及び作業工程の設定」とか「地域住民への事前周知の徹底を図る。」という表現を加えていきたいと思っております。

25番でございます。これも同様に振動の評価の部分ですけれども、「試験発破時の振動測定の結果、低減による対策のみでは影響を回避できないと判断された場合は」という部分について、この判断基準を明らかにするべきということでありまして、準備書で用いている評価の値ですけれども、あくまでも規制基準と考えておりまして、75dBでございますけれども、したがって、試験測定時にもこのレベルと判断しているところでございます。

引き続きまして、低周波音でございます。発破工事に対して「土質により掘削方法等が異なるため、作業時間帯等の設定などによる保全対策も考慮すること。」ということがありました。この御意見の趣旨に従いまして、右にありますとおり、そういった記述を加えているということでございます。

それから、先ほど塩田委員の(意見)にもありましたけれども、評価のレベルとして130dBで著しい不快感を与えないとは考えられない、苦情レベルはもっと低いという具体的な御指摘もございました。準備書の表記で130ということが出てくる訳ですけれども、必ずしも低周波音の評価は定説がないのが現状であります。そういった意味で出典の根拠を明らかにした上で掲載しているんですけれども、実際にはこういう指摘意見のような状況も起きているのではないかと、それから、あくまでも130dBまででいいというふうなスタンスで作っているわけでもございませんので、塩田委員の意見と併せて、もう少しこの辺の取扱いについて検討させていただきたいというふうにしております。

それから、28番目ですけれども、悪臭について、工事中の排出ガスの排出方向についてのことなんですけれども、「施工中には機械等の配置、方向が変わるため、無駄な空ぶかし、アイドルストップ等の実施を励行させること。」ということでありまして、排出方向を検討するというふうには保全対策を書いてあった訳ですけれども、機械は動くんですよというふうな御意見だと思っておりました。したがって、この無駄な空ぶかし、アイドルストップ等の励行ということを加えていきたいというふうには考えております。

29番、これも類似した御意見でありますと同時に、さらに住民等への事前周知の問題、それから、アスファルトの臭気中和剤の使用というふうには書いてあるんですけれども、それについての環境影響も使う場合には影響等を可能な限り把握することというふうな意見でした。これにつきましては、先ほどのものに加えて、アスファルト専用臭気中和剤の添加の検討の部分については、注書きとして、「他の環境への影響の有無について製品仕様を確認し選定」というふうな形で注書きを付けたいというふうには考えております。

30番目としましては、これは記載の基準値に誤りがございましたので、御指摘のとおり対応したいと思います。

31番目、水質の予測のところ、準備書の予測のところ、最初の部分に「計画路線周辺の地質は未固結・固結堆積物や火山性岩質であり、重金属等が含まれる可能性は少ない。」と言い切っているんですが、これに対して、「近傍の工事においても地質由来と考えられる重金属への対策を講じた例があることなどから知事意見によりこれに留意を求めており、また水質調査結果においても砒素が検出されており、掘削予定土壌の溶出検査などを行い、対策を行うべき」というふうな指摘がございました。近

傍の道路トンネル工事で、掘削土砂から地質由来の有害金属が検出されたということでもありますので、本事業においてもトンネル工事にあたっては、水質試験等を行い、有害金属が検出された場合にはその拡散が生じないように対処する方針というふうな部分で、予測の部分の見直しといえますか、考え方を可能性が少ないというところから、こういった保全対策を込みでどうだというふうな形に検討を加えたいというふうに思っています。

それから、同じく水質の保全対策のところ、32番の件になりますけれども、「埋立範囲外の確認については、地主現地立会い、測量等によりルート検討時に実施すること。」で、「その結果により、必要に応じてボーリング調査を行うこと。」ということで、ちょっと誤解が生ずるような準備書の記述がありまして、確認については、ルート検討時に行うということをはっきり書くことにしたいということでもあります。そういったことを反映してルート線形を見直すということは、ルート検討に含まれますので、その部分の記述を割愛するという対応で考えております。

33番からは自然環境の部分に入っていきますが、植物の保全対策です。植物の重要な種が生育する場所での工事中の雨水の濁水の影響についての記述をいろいろと書いてあった訳ですけれども、この部分にある工事中の工事中の道路とかヤードのアスファルト舗装の部分ですが、それは「撤去時に廃棄物が発生する、したがって、アスファルト舗装以外の対策も考えられるため、その場合の保全対策も含めて検討すべきである。」それと併せて、「崩落の恐れがない場合は、景観等に配慮してシートで覆わずに早期緑化をすべきである。」というふうな具体的な御意見がありました。したがって、アスファルトを工事中のヤード等道路等に設置ということは、この部分で止めるということと、真ん中辺にありますが、「のり面を早期に緑化し、地表面を裸出させないよう配慮する。」という部分を加えて対処していきたいと考えております。

引き続きまして、34番、それから35番は同様な御意見なんですけれども、指摘箇所がちょっと違うんですけれども、レッドデータブックの絶滅危惧種の記号を付記漏れということがありましたので、加えていきたいということでございます。

それから、動物の保全対策のところ、工事中的のところ、工事中的の対策として高圧ナトリウムランプの採用というふうになっていたんですが、供用時の誤りではないかという御指摘でした。これは、確かにそうですし、同じく書いてありますコルゲートパイプによる移動経路の確保の実施というの、供用時に係る対策でありますので、併せて評価書に反映させていきたいと考えています。

引き続きまして、37番ですけれども、動物の保全対策ということで、これもその動物の生息する沢に工事の濁水が影響を与えないかどうかというところの検討の部分で、「その内容について記述すべき」ということでもありました。これは、先ほど33番の御意見で、植物の生育地への対策に準じたような細かい配慮を行うということで、右側に書いてあるような33番の記述と類似していますけれども、そういった対策をとることを記述したいというふうに考えています。

それから、38番です。生態系の部分でありますけれども、保全対策として、これは、移動経路の分断・ロードキルといった部分なんですけれども、「移動経路の保全のための施設については、地形条件、利用状況等からみて効果があると判断される場所に設置すること。」というふうな意見でもありました。準備書の記述のままですと、あらゆる所にこういったものを付けるのかなというふうな誤解もあるとの指摘だと思うので、この対象とする場所については、右にありますように、「移動経路の分断・ロードキルの発生が予測される箇所」ということで、これについては準備書でいくつかの場所、こういった所を明示してありますので、そこら辺が候補になると思うんですが、そういった箇所ということで、それ以下の対策を行うということにしたいと思っています。

それから、生態系のところで、クマタカのG案のところで、「明かり部に遮音壁を設置」ということがありますけれども、他に「低騒音型機械の選択、作業時間帯、工程等の設定」というプラスアルファのメニューの御指摘がありましたので、それを付け加えさせていただくということでございます。

それから、同じく生態系で、モモジロコウモリの保全対策で「コンクリート製の構造物の改良、又は新たな洞穴の創出を検討する。」とありましたが、「検討した結果として、講ずる内容を記述すべき」ということで、これは、一応、準備書でそういうふうな趣旨で書いているということでございますが、文章表現が足りない部分がありますので、こういった事の検討を行うことにより、代替となるねぐらの創出、これは、ねらいですけれども、ねらいを明記することで対応したいと思っています。

それから、単純ミスの話で、景観の部分で現況と供用後の写真が入れ替わっておりました、それについての御指摘がございましたので、41番の意見ですけれども、上下逆にさせていただきたいと思っています。

それから、42番目、触れ合い活動の場に関するの保全対策で、それに対する対策の部分への「住民への事前周知を図ること。」ということが意見として上がりましたので、「工事についての地域住民への周知を徹底し」という形で加えさせていただくというふうに考えております。

43番でございます。触れ合い活動の場。これは、「植栽により道路を遮蔽する」という記述のみ行っておったところですが、工事箇所の遮蔽としての植栽は、樹種、樹高、定着するか、枝振り等により遮蔽できるか、また工事終了後の処理等影響面で疑問があるため、総合的に影響軽減対策を検討すること。」という意見がございましたので、「道路の目隠し効果のある植栽を行うなど、影響軽減対策を検討する。」というふうな表記で対応していきたいと思っています。

それから、埋蔵文化財についての御指摘が、調査の部分での指摘がありましたけれども、実際のこの指摘の趣旨は、対策の部分で法に基づき必要な届出を行うとともに、関係機関と保全に関する協議を行う場合は、埋蔵文化財包蔵地の近接地についても教育委員会と保護協議を実施するという事を求められている内容だと思いますので、その部分の記述を改めるということで対応したいと思っています。

それから、史跡・文化財の部分について、やはり届出のところですが、工事中と書いてありますが、これを「実施時期について、必要な届け出等は工事中でなく工事前にを行うべきである。」というふうな御指摘でありました。アセスメントの中で、その工事中とは、存在供用時と対になるような形で工事中と広く用いているんですけれども、他の部分も誤解の無いように工事前に分けて書いている部分もありますので、それと同様に御意見の趣旨に沿って記述を評価書では改めたいというふうに考えています。

やはり、史跡・文化財の部分であります。これは、埋蔵文化財の部分にも対策として移設ということが書いてありましたので、これは不適切だということ、それから「文化財保護法に基づき、必要な届出を行うと共に、関係機関と保全に関する協議を行う」というふうな部分について記述をしてくださいという意見でございましたので、その部分の記述を改めて御意見に沿って反映させていきたいと考えています。

それから、廃棄物等の保全対策、47番でございます。工事前の部分の記述で、「トンネル掘削や切土、盛土等の道路構造の見直しによる建設発生土の減量」ということであります。これに対して「見直しではなく当初から配慮すべきである。」というふうな御意見でしたので、これもそういった趣旨でありますので、「トンネル掘削や盛土等の道路構造の検討段階で建設発生土の減量について配慮する。」という記述に改めたいと考えております。

48番、廃棄物等です。工事中の対策の中で「アスファルト等の再生利用等も記述すべきである。」

ということがあります。アスファルト等ということでありますので、木材の部分もあるかと思うので、そのふたつについて、再資源化施設への搬出、木材の現地による再利用ということを加えさせていただくという対応をしたいと考えております。

それから、49番、廃棄物の部分が続きますけれども、保全対策のところ、5t/日を超える破砕機使用の部分について、許可申請の部分が必要だということを注書きで書いた部分があるんですが、その部分の意見として、その破砕機使用の可能性について示すことということですが、現時点ではそういった5t/日を超える機械を使用するかどうかは未定だということなことであります。仮に使用する場合はというふうな趣旨で書いているってこともありますので、「なお、処理能力5t/日を超える木くずの破砕機を設置する場合は、必要に応じて産業廃棄物処理施設の設置許可申請を適切に実施する。」ということ誤解があまり無いような表現にしたいと考えております。

それから、類似した意見ですが、木材チップの堆肥化について、「どこで、どんな設備で堆肥化するか示すこと。」ということがありますが、これについては、右にあります、法律、指針などに準拠して適切に実施する方針ですけれども、具体的な場所とか設備については、ルートを選定とか詳細な工事計画の策定段階で検討していきたいというふうな見解を考えております。

引き続きまして、51番廃棄物等でございます。保全対策の中身の中で、「外部との情報交換による再利用・建設発生土再利用の推進にあたり、残土中の有害物質含有量等の把握は必要ないのか。」ということがありました。これは御意見31番と関連している御意見だと思っておりますが、やはり、近傍の道路トンネル工事が出てきたということもありますので、水質試験等を行って有害金属が検出された場合の対応を、ここに書き込んでいきたいというふうな考えております。

それから、52番、温室効果ガス等ということで、木材の燃焼についての扱いを書いている部分であります。京都議定書に沿って考えた場合に、「燃焼はカーボンニュートラルという考え方を取っており、現実に二酸化炭素の排出はあるものの環境への負荷はないものとされているので、算出を「念のため」等注釈をつけて表記すべき」であるという御指摘ですので、そのとおり評価書に反映させたいと思っております。ここについては、右側に印で環境影響評価項目の選定との整合性に若干課題が残ると書いてある意味合いは、実際には温室効果ガスに関連する具体的な予測については、方法書の段階での、環境影響要因、要素の絞り込みのところ、一般的な対策を講じることで対応する項目ということになっていたかと思うんですが、それを若干超えて具体的な予測をいくつか試みている部分がありますので、それはそれとしながらも、御意見の趣旨に沿って反映させていきたいというふうな考えております。

同じく温室効果ガスです。木製ガードレールの仕様は特定されているので、これ木製ガードレールの使用による代替地の植栽による二酸化炭素固定に関する部分の議論なんですけれど、「道路維持課等の意見を徴し、データの確実性を高めること。また、これを使用して表を作成しているが、この注釈は出典である表と異なっており整合性が取れていない。もし、伐採跡地に植栽を施したときを使用するのであれば、植栽樹種、樹齢、単位当たり植栽本数等を明確にすることが必要と考える。」ということでありまして、信州型木製ガードレールというのは間伐材を使うということでありまして、新たな植林地を造るとか、そういった事につながらないということもあまして、この部分の予測を加えて二酸化炭素の固定ということで加えた評価をしていくというのはどうかということも考えまして、予測の検討の部分を削除していくことで考えていきたいというふうに思っております。

それから、やはり温室効果ガスであります。擁壁については、これはコンクリートの使用の部分に関してですけれども、「地形、地質等の環境保全も含めた様々な検討をして選定すること。木製ガードレールについては、新規植林は必要とはならない、間伐材を利用した信州型木製ガードレールを使用す

ること。木製品の積極的使用により二酸化炭素固定に努めること。」という御意見がありました。若干53番の御意見とも関連しますが、擁壁については使用量削減以外の方法も考えられますので、具体的には「現地の施工条件等を考慮しつつ、可能な限りセメント使用量が削減可能な構造を検討し実施する。」という記述にしたい、それからバイオマス起源の部材の利用のところで、括弧書きになりますが、「信州型木製ガードレール等」という形で付記したいと考えております。

55番になります。やはり、温室効果ガス等の部分で、熱帯材等外材の使用量の部分に関連する議論で、先ほどと類似する御意見がありました。それに併せて「型枠使用するものについては、国産材（間伐材）の木製型枠の使用等の推進に努めること。」という御意見がありました。そういった趣旨で、国産材、間伐材の積極利用というふうな形を追加して考えていくということでございます。

以下56から58、59、60は他の章のところで、出た意見と関連した部分でございます。そのとおりの形にしたいと思っております。

それから、最後になりますが、61番の意見です。これは「方法書に対する意見及び事業者の対応」という部分ですけれども、具体的には、猛禽類の対策の部分なんですけど、そこに「今後の工事段階において学識経験者等の意見を参考に対応を検討する。」というふうな記述をしておりますが、意見として「その検討を行うのが、環境影響評価であり、今後検討するという内容は本制度に馴染まない。本準備書に経過等を示すべき」ということであります。具体的な経過云々は今後検討いたしますが、事業者の考え方としましては、低周波音の猛禽類への影響については知見が不足していることから、予測を行うことが困難だという部分。それから、仮に予測を行っても不確実性が極めて高いというふうに考えます。現実的には、近隣で類似事業の対応事例があるそうですが、それを参考としつつ、事後調査計画に示すようなモニタリング等を行い、その結果をフィードバックしながら学識経験者等の意見を参考に、工事及び必要な対策を検討していくことを考えております。準備書にはそういった主旨で記述しました。準備書には、予測を行わないものの、発破による低周波音の一般的な対策を行う項目としての選定の経過、それから、事後調査計画に対策効果の不確実性の検証の必要性のためにモニタリングを実施するというふうな形で、実際にはそういった対応をしていく旨を記述しています。そういったことからの対応方針という形で述べさせていただいたということでございます。

以上、ちょっと長くなってしまいました、申し訳ございませんでした。以上が見解案の説明です。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。それでは、以上、資料1、2、3を使いまして、御説明をいただいた訳でございますが、どこからでも結構でございますので、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いします。

それから、今日御欠席でございますが、塩田委員から意見として文書でいただいたものがございます。ちょっと、読み上げますけれども、

1 第1回の委員会で指摘した件および今回への質問を再度確認してください。

(1) 防音堀・・・高さや長さについて（環境にマッチングする材料にも考慮すべき）

(2) 発破工事・・・使用した資料の確認。業界で設定した値の根拠。

(3) 低周波音・・・環境省の手引書は、適用外であり、評価値の考えは？

1) 物的影響と心身的影響についての見解は？

2) 発破音の130dBは、再検討の余地有り。例えば、90dBにした場合、切羽面での音圧

がどのくらいの値になるのか「逆計算」をして、とても無理であれば、防音扉（2重とか3重とか）により・・・ということでしょう。その扉も音響学的計算すること。そうすれば、適正な位置に配置することが可能。

（4） 振動・・・住宅の揺れと人体振動についての見解。

2 猛禽類への音の影響に関しては、新たな知見が出ているようですので、情報を調査すること。

適用可能であれば、対応する方向で検討する余地有り。

ということでございます。

1、これらについては、既にお答えしていただいていることもありますし、新たな意見ととれるところもございますが、このような意見をいただいております。今、塩田委員からの意見を申し上げましたが、これについて、事業者から何か御意見がございますか。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

アジア航測滝口でございます。

今の御意見の中で、（2）の発破工事の部分と（3）の低周波音の環境省の手引書の部分については、先ほど御説明いたしました。一つ目の騒音の防音壁の高さ長さの御意見ですけれども、設置が必要という予測の結果と判断される箇所において、材料、高さ、構造等について、やはりこれも地域住民の意見も聴きながら検討していきたいというふうなことを考えています。

それから、低周波音の物的影響と心身的影響についての見解はというふうな御質問があります。これにつきましては、低周波音については、日常生活への影響、公害の影響というだけでなく、物的影響、それから心理的影響、身体的影響等について各方面の研究が進められています。一般的に環境影響評価で公害分野を扱う場合には、大部分の人の日常生活に支障が無い程度というふうな議論になっていくわけですが、先ほど、関係機関からの御指摘にもありましたように、この分野では生活に支障がなくても、不快感による苦情というのが発生するような分野ということもありまして、そういうことも含めて、物的影響や心的影響にも配慮をしまして、その特に心身的影響に配慮しまして閾値という部分も目安として検討しているということでもあります。これも先ほどのと関連しますが、130dBの扱いなんですけれども、先ほど関係機関の意見への対応の中で御説明したとおり、これについて御指摘の趣旨は理解できますので検討させていただきたいと思っております。

それから、振動についてですが、住宅の揺れと人体振動についての見解ということですが、公害振動の場合には、振動規制法に基づく基準値等法的な目安がございますので、評価とか対策検討についてはそれを使って行っております。一方で、建物の揺れと睡眠中の人の覚醒、目が覚めてしまうといったことなどの研究事例もありますので、工事を開始する前に、法的なレベルではこうで、この対策をしますというのに併せて、そういった揺れによってそういうこともあり得るとか、そういったことも地域住民に充分説明して理解を得るような努力をしていきたいと考えております。

最後の動物の猛禽類への音の影響に関しては、新たな知見が出ているようですので、情報を調査すること、可能であれば対応する方向で検討する余地有りというふうな御意見でした。これ、調べてみたら、つくばにあります、国土技術政策総合研究所でクマタカを含む希少猛禽類への騒音・振動影響予測という、ほんとに最新の事例なんですけど、研究事例があります。実際に、クマタカ、オオタカ等を飼育しながら音を聞かせたりして反応をみたりとかということで、研究成果を上げてっていると聞いておりますけれども、その知見によると評価の基準となるような閾値みたいなものは把握されていないということで、検討はできるんですけど、その評価ができないという矛盾が出てきてしまうということもあ

りまして、定量的予測評価の検討は難しいのではないかと考えています。ただし、先ほどの関係機関の御指摘の見解案の説明にもありましたけれども、実際に学識経験者の助言も得ながら、国の実績も含めて情報を収集して慎重に工事を進めていくというような対応でどうだろうかと思っています。以上でございます。

亀山委員長

ありがとうございました。資料1から3で、委員の意見及び関係機関の意見に対しましては、かなり具体的に細かく、なおかつ評価書に反映できるような形での対応がなされてきていると思いますが、なおかつ御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。はい、では片谷委員から。

片谷委員

片谷でございます。前回欠席をいたしまして失礼いたしました。担当分野は大気関係でございます。今、御説明いただいた資料の中で、一点、気になりましたことがございますので、意見を申し上げます。資料3の52番目の項目ですが、温室効果ガス等の中で、木材の燃焼はカーボンニュートラルという京都議定書の基本的な考え方に沿ってという御指摘であります。これにつきましては、確かに京都議定書ではそのように扱っておりますけれど、それは全世界的に、しかも長期スパンで考えた場合の話でありまして、日本のような木材の大量輸入国においては、必ずしもあてはまらない、しかも短期スパンで考えれば、全くあてはまらないと言ってもいいぐらいの状況でございますので、これはやはり、そもそもアセスにこの温室効果ガスという予測評価項目が、今、立てられている趣旨は、やはりそういう問題意識が、日本では特にこういう問題が重要であるという認識があるからだというふうに、私は理解しております。したがって、消せという御指摘ではなくて「念のため」という注釈をつけて標記すべきであるという御指摘ですので、これは結構かと思いますが、「念のため」という曖昧な表現よりは、日本では木材の大量消費が行われている、あるいは短期的に見れば、必ずしもニュートラルとは言い切れないというような点を勘案して、このような計算を行っているというような扱いにすることが必要であろうかと思えます。

それから、この資料1から3に関わらない意見は、後ほど申し上げた方がよろしいですね。

亀山委員長

一緒に結構でございますけれど、先に梅崎委員に。

片谷委員

そうですか、では、梅崎委員に。

梅崎委員

信州大学工学部の梅崎でございます。

前は学会に出張で欠席させていただきまして、失礼いたしました。

前回の、資料1-1の佐藤委員の全体的な意見とも関わるんですが、ここに3つのコンセプトが述べられています。前委員会のなかの検討事項でもありますが、基本的に生活道路と、緊急の迂回路・アクセス道路というのはそもそも機能が違うのですね。準備書の2-3と2-4頁にですね、国道19号の交通量ですとか、通行止めの時間等も書いてあるんですけども、そういうのも踏まえまして、今考えられ



ている道路の機能をもう少しはっきりした方がいいのではないかと思います。

ルート選定の時には、環境影響評価の地域的な範囲等も踏まえて議論しながらここまで来たんだと思うんですけども、その2番目の交通量等の御意見等で、やっぱり道路の幅ですとかですね、機能等、トンネル部分と明かり部分の関係とかも、全部関わってくると思うんですが、この対応といいますか回答の部分には「一体として優先する」ということですが、もう少し絞り込んだ方がいいような感じもするのですが、いかがでしょうか。

亀山委員長

なかなか難しい問題だろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

木曾地方事務所林務課の山口です。

この資料1-1にも記載したとおりなんですけども、平成13年に木曾郡、当時11町村でしたけども、住民集会等を行いまして、とにかく19号が止まったり渋滞すると生活に係わるということで、国道19号に並列してもう一本幹線が欲しいんだというような意見が多かったと聞いてます。そうした中から地元で委員会等が出来まして、この3つのコンセプトというものが設定されてきたわけです。設定する中で、道路建設にはやはり時間がかかるということで、まず出来たところから供用開始して使っていきたいということで南部の方から始まってきた経緯があります。そうした観点から生活道路としての確保というのは第一優先としてあると思います。

ただし、だからといって大型車がバンバン走ってくるような、そういう道路は困るという、そういった意見もかなりあったそうです。また、道路が出来れば良いというわけではなくて、やはり景観に配慮もしてもらいたいという、地域に住む人達の中ではそういった意見もあるということで、この3つのコンセプトを主体にして、主に生活道路といったものを作って欲しいという意見でした。

ただし、道路建設が一度に出来れば良いのですけども、そういう中で、19号自体の事故等は減ってはきてますけども、事故があれば、やはり全通していなければ使えないというわけで、やっぱり緊急避難路としても道路が、使える部分は必要になってくるということで、生活道路でもあり、緊急避難路というか、ようするに緊急時に使える道も欲しいということで、こうしたコンセプトになっています。

梅崎委員

ありがとうございました。

要するに、今の19号が生活道路とバイパス道路を兼ねているということですね。ですから住民の皆さんとしては生活道路をもう一本欲しいということでもよろしいんですね。要するにアクセス道路が閉じられると生活道路そのものが無くなるということが主な事だと理解して良いでしょうか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

そうです。

特によく言われるのが、例えば木曾地域に近い大きな病院ですと、今木曾町になりました福島地区の木曾病院と、岐阜県の坂下にある坂下病院の2つしかないわけです。そこに行くには19号を通らないとどちらも行けないわけで、例えばそこに行く道の両側で交通事故があって通行止めになりますと、車を使ってその病院に行けないと。そういったような事情もありまして、やはりもう一本生活道路として

欲しいんだ、という御意見が木曽郡下の住民から出てくることがあります。

亀山委員長

それでは、先ほどの片谷委員の御意見については、お答えいただけますか。

コンサルタント会社（アジア航測(株) 滝口）

滝口でございます。

先ほどの地球温暖化に関する御意見ですけれども、“短期的にみると”というような御指摘で、そのとおりじゃないかなと思っております。それからもう一点、特に、その持って来た木材のもともがどこであったかという問題も含めてですね、本来は考えなくてはいけない部分もあるかと思しますので、そこで関係機関からの意見提出者様ともう一回やらせていただきながら対応を検討していきたいと思っております。

亀山委員長

ということで、もう少し検討してから対応を明らかにしていただくということでございます。

片谷委員

もうひとつよろしいですか。

亀山委員長

はい。どうぞ。

片谷委員

では、片谷でございますが、他の質問をさせていただきます。

本来ですと、前回出席して申し上げるべきなんですが、出席できなかったために今日になってしまいましたことを御容赦いただきたいと思っております。

まず質問なんですけども、大気の予測で、重機の影響を予測した結果が環境基準を超過するケースがあるということで、保全対策として川下側からトンネルを掘るという保全対策を示されて、その場合の対策後の予測結果も示めされているわけなんですけども、準備書の4.1.87頁に表が出ておりますが、この数値で一点確認をさせていただきたい点は、上の表、表4.1.45の表（二酸化窒素濃度予測結果）、まあどちらでも（下の表4.1.46（浮遊粒子状物質濃度予測結果）でも）いいんですけども、No.5の地点で対策後は大幅にその濃度が、予測値が低下するという結果が出ております。他の地点でもそうなんですけども、No.5の地点というのは確かにトンネルの川上側の口の直近ですので、そこを川下側から掘れば重機の影響は大幅に減るというのは理解できます。ただ、同時に隣のトンネルの川下側の口にも近い地点でありますので、隣のトンネルの影響はむしろこの対策によって増えると推定されます。で、この計算結果にはそれが反映されているのかどうかを、まず確認させていただきたいと思っております。

亀山委員長

ひとつづつお答えいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

滝口でございます。

予測検討の前提の詳細のそこだと思いますので、ちょっと今即答は出来ないものですから、準備書作成者様の方にですね、確認させていただきたいと思います。

片谷委員

わかりました。今の対応で、御確認いただくということで、了解いたしました。

それにあわせて、最も重機の影響が大きいのは（同じ表の）No. 8の地点で、これも川下側から掘るという対策によって大幅に濃度が低下するという予測結果が出ております。このNo. 8の地点のトンネルにつきましては、川下側は予測地点にはなっていないんですが、ちょっと拡大した地図が手元になくて確認できないんですけども、多少離れた所にはどうも人家があるように思われます。ちょっと現地に2年程前に行った時のことはよく憶えてないんですが、仮に比較的近いところに人家があるとしますと、逆にこの川下側から掘るという対策によって影響が増大してしまうという危険性が考えられます。したがって、こういう川下側から掘るという対策の効果を実測評価する際には、やはりその川下側のトンネルの坑口周辺の人家の有無というのを明確にしてくださいませんと、この結果だけで十分効果があるということには、なかなか判定出来ないと思いますので、その点も、たぶん今すぐはお答えできないと思いますので、確認をお願いしたいと思います。

あともう一点大気に関してございまして、評価全般に言えることなんですが、基本的に“環境基準を下回っているので影響は小さい”という基本スタンスで書かれていると思います。たしかに環境基準というのはこういうアセスの評価の際の重要な指標でありますので、そのこと自体必ずしも間違いとは言えないのですが、ただ、“環境基準を下回っていれば何でもいいということでもない”と、そういうふうに私は考えております。

特に、もともとあまり濃度レベルの低い、要するに環境基準を大きく下回っている所で、環境基準までならば上がっても構わないということでは決してないと思いますので、そのあたりの標記については、もう少し注意を払っていただきたいということ。

それから特に周辺住民の方が一番関心があるのが、むしろ工事中よりも、工事は時間が限定されてますが開通した後は長期間にわたってその影響を受ける可能性があるわけで、その供用後の濃度というのがどのくらいなのかということはかなり関心があります。その時にバックグラウンド（濃度）として現地の測定値を足しておられるわけですね。前の他の質問にありましたけども、全体の交通量としてはほとんど増えないという前提で予測評価するのであれば、このバックグラウンドを、現状の19号の近くで測った実測値をバックグラウンド濃度として足し算するのはかなり過大評価側の計算をしていることになると思います。そのあたりのことは評価の際には是非触れておいて（欲しい）。

要するに、かなりこれは安全側の予測値であると、過大評価側の予測値を使って評価をしているのだと、それでも環境基準には満たないと、そういうことであれば納得出来ると思うんですね。そういう説明が無く、環境基準より下回っていると言っても、環境基準は特にNo. 2（二酸化窒素）の場合ゾーンで示されていて、その下限値ギリギリの地点が何カ所かありますので、この数値だけ見ますと、かなり危ないというふうに受け取られかねませんので、そのあたりの説明については地域住民の方が十分納得できるような説明を是非お願いしたいと思います。以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。今の御質問、御意見、ごもっともだと思います。いかがいたしますか。今すぐお答えできなければ後でまた...

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

基本的なスタンスとしては、工事前にきちっとその工事内容等を地域住民の方達に説明をしていくということをまず基本としていきたいとは考えてます。この準備書の中でも、そうした部分が足りない部分は資料3に示したとおり説明をしていきたいということで評価書にも反映させていきたいと考えています。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。それではその他。

はい、佐倉委員、どうぞ。

佐倉委員

千葉大学の佐倉と申します。前回出席できなくて申し訳ありませんでした。

水象に関してお二方の委員が、富樫委員と花里委員が発言されておりますけども、今おられませんので、そのことについてちょっと気になる点がございましたので、確認させていただきたいと思います。方法書の時に付き合っ、私、あまり水の問題はないのかなと思っておりました。現に無いのだろうとは思うんですけども、ここに資料6（資料1 - 7、取水源及び水道施設等の位置図）を出していただいて、その取水源ですか、あるいは水道施設というのを見ますと、ちょっとだけですね、ほんのわずかだと思うんですが、これ見ますと、の1番、それから の...多分、これ5番ぐらいでしょうかね。これ以外はみんな取水場所が上流側にありますのであまり影響は無いんだろうなというふうに思います。ただ、全部（準備書で）答えておられる所が、「影響は少ない」と、（影響は）「ない」と言われると、“そんなことないんじゃないか”と言いたくなるのがやっぱり人情だと思うんですけども。確かにこの準備書の中とか、この要約（書）を見ても、対策まで考えて、対策を講じるというようなことは言っておられるわけですけども、そのへんは、これを見ると、そういう所はひょっとすると影響がありうるのかなと。1番と5番ぐらいだと思いますけどね、そういう所を特にケアするというか、そういうための十分な配慮をお願いしたいなと思うのと、上流側でもやっぱり近ければ影響があると思いますので、そういうところもそう思います。

で、花里委員がおっしゃっている、樹木の伐採によって下流側の地下水に影響が出るか出ないかという問題も、多分、ほとんど影響出る場所がありませんので、無いのかなあとは思うんですけど、その辺についてももう少し。これ（資料1 - 1の12番及び資料1 - 8各ブロックの水土保持機能（植生）評価図）、花里委員に対する回答としてはちょっと具体的には足りないのかなと思いましたので、もう少しハッキリと答えていただいた方がいいのかなと思いました。

水象に対する配慮というか、それはどうしても必要だと思いますので、モニタリングとか対処の仕方ですよね。十分にやっていただきたいなあって思っております。

亀山委員長

ありがとうございます。

念のために確認させていただきますが、今おっしゃられた資料6というのは右上に資料1 - 7と書いた資料のことですよね。

佐倉委員  
そうです。

亀山委員長  
事業者の方から何かございますか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）  
次回検討してお答えしたいと思います。  
あと資料1の中の番号1と5番については確かに事業範囲の中で近いですし、ちょっと確認させてください。

佐倉委員  
結構です。

関係機関（長野県生活環境部水環境課 宮川）  
ちょっとよろしいですか。水環境課の宮川といいます。  
今御指摘の、1と5の関係ですが、1につきましては、これは配水施設ということで、取水源はそれより標高の高いところにあるということで影響が無いと、こういったように評価してます。それと野尻（5番）と東部（6番）、これもやはり配水施設はありますけども、野尻と東部につきましては木曾川の左岸が取水源となっておりますので、それで安全ではないかと。こういったふうに判断しております。よろしくをお願いします。

亀山委員長  
今おっしゃられた1番と5番の佐倉委員が御指摘していただいた所については、これは配水施設であって取水施設はもっと上流側だから、問題は無いというふうに考えていいと、そういうことでしょうか。だそうですが、よろしゅうございますか。

佐倉委員  
ええ、結構です。要するに川のそばですのね。

亀山委員長  
では、そのような御理解でよろしいと思います。

はい、どうぞ。

大塚委員  
環境保全研究所の大塚です。

資料3の40番、準備書の4.12-67のモモジロコウモリの保全対策の関係ですけども、ここで代替となるねぐらを創出するという記述で評価書に反映するというかたちで結構だと思うんですけども、実際にこういった新しい構造物にそういったねぐらの方を活用するというかたちが取られないと、なかなか保全対策につながらないというかたちだと思うんですが。実際こういったかたちでいろんな各地で実施されているような成功例ですとか、こういった形の対策を取ればいいたろうという形なのかどうか。あるいは、そういった事例がありましたらお聞きしたいと思います。もしあれでしたら、そういった事例を収集していただければいいかなと感じております。

それともう一点、猛禽類の関係ですけども、モニタリングを実施していくというかたちでありますけども、どんなかたちを取っていくのかとか、体制ですとかですね、どんな事項が影響するのかとか、あらかじめ体制を整えるような、こういった委員会の中でも議論できるような体制を取っていただければなぁと感じています。

あともう一点、植物のアイナエについてなんですけど、これは、長野県で絶滅したとされていた植物が、今回の調査の過程で発見されてきているという形なんですけど、準備書にあるような形で記載とすれば結構だと思うんですが。実際の保全対策が十分な形で実施できるのかということも若干心配もありますので、これからも十分な保全対策をお願いしていきたいと思います。せっかく今までなかったと言われたものが発見されたということですので、ここでまた絶滅につながるというような形にならないように是非お願いしたいなと。特にこの植物は湿地を好むという形の植物ですので、今回見つかった場所の斜面の上方に計画路線ができるということですから、水環境等の改変につながらないような形を十分考慮して頂ければなぁと思います。以上です。

亀山委員長

3点、今、御質問、御意見をいただいたわけですが、事業者の方から回答をしていただけますか。お願いします。

ひとつは...、いいですか。わかりますか。じゃあお願いします。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

今の御意見、御質問については、1点目はコウモリのねぐら創出について情報収集をしてそういう知見があるかないかということと、その保全対策を、猛禽の話もそうですけども、うまく取れるようにやってもらいたいという話。

それから猛禽類の話が出てきましたけども、保全対策を実際に行う場面で、議論できる場というか、専門家の皆さんが検討できるような場が必要ではないかという話。

それから植物の保全対策についてという3つのお話だったと思うんですけども。

一点目としましては、他の事例ということで、コウモリのそういった代替ねぐらの創出についての観察を行いつつあるという状況の事例はあると、ただその結果が公表されるかどうかはちょっと帰って調べたいと思いますが、その位の程度で。ただし繰り返しになりますが、準備書にも書いてあるとおり、そういった対策効果が実際に検証しなくてはいけないというような意味合いで事後調査の計画を立てておりますので、そういったフォローも十分やっていくという体制ということになると思います。

植物の対策についても同じ考え方と言いますか、基本姿勢というかたちで、いきいたいというふうに思います。

猛禽類の具体的な工事中の保全対策について検討できる場というような問題につきましては、それこそ事業実施の段階ですね、このアセスメントの委員会というわけではないかもしれませんが、必要ならしていきたいと、それは近隣の事例でも、そういった学識者の助言指導を得ながらやっているというような、県内ですね、事例もあるということです、そのへんの状況を見ながらですね、考えていくといくことになるんじゃないかなと思います。

大塚委員

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

あの、ひとつ補足してよろしいですか...

亀山委員長

はい、どうぞ。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

木曽地方事務所の山口です。

猛禽類のモニタリングについてですけども、これまで作ってきた右岸道路については、ずっと猛禽類のモニタリングを実施しながら工事を進めてきてます。巣が近いのがわかっているような場所については、繁殖行動に入る時期は外して工事を行ったりして対策を進めてきています。こうしたモニタリングの結果については、この委員会のメンバーでもある中村委員と随時相談しながら工事を進めて来たところです。この準備書を作る中でも、準備書の調査の結果等も相談しながら作ってきたという経緯があって、今後もそうした形でやっていきたいとは考えています。

亀山委員長

植物につきましては、生育している場所、道路との関係から見てどんなふうなものなんですか。ちょっと御説明いただけますか。

事業者（木曽地方事務所林務課 山口）

前回の委員会の中で委員の方だけにお渡ししてある、注目種の位置図の中に、それぞれ路線と注目種の位置の関係がわかるようになってます。今、大塚委員から言われた植物についても、道路から直接影響を受けるわけではないですけども、間接的影響を受ける恐れがあるということで評価しています。その関係で、今、大塚委員からもお話がありました、長野県で絶滅したとされていた種でありますので、もちろん今後また確認出来なくなるようなことがないように、事後調査計画の中で触れてますけれども、モニタリング等して、そうした事がないように進めていくということで記載してあります。

亀山委員長

よろしいですか、はい。その他ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

佐藤委員

信州大学の佐藤です。

資料3の6番の中で、工事が始まった時ですね、それから切土とか盛土あたりの事で、緑化のことが書いてあります。この緑化の中で対処としてですね「在来種を採用する」という言葉が入っておりまして非常にうれしく拝見しました。というのは、先ほど大塚委員の方から言われたような在来種とか絶滅危惧の問題というのは、吹き付けの中でよく外国の種を入れた結果日本のものと交雑したり、日本のものを駆逐するという事実が明らかになってきています。ですから緑化工事をスムーズにするために、すばやく成長するものをただ吹き付けるだけではなくて、やはり日本のものを上手く使うような工夫を是非試して欲しいと思います。

それからもう一個ですけども、たしか工事をする時の柵のことがどこかに書いてありました。防音柵とかそういったものを、まだあんまり日本の中ではあまり試みられていないですけども、工事の時には鉄の防護柵というのではなくて、あの防音柵に植物を植えたようなものを用いて音をさらに小さくする方法は考えられないでしょうか。今、鉄柵に絵を描いたものがありますが、あれを出来れば本物の植物を使ってやるとか、そういう非常にユニークな方法をとられるのが、こういう自然保全域として大事な場所では重要かと思いますが、そのへんちょっと御検討いただければと思います。よろしく。

亀山委員長

後の方で言われた防音柵というのは、壁面構造になっているものを言っておられるのですか。

佐藤委員

防音柵を立てて工事をされるわけですね。その柵自身です。

亀山委員長

柵というか、ようは壁面状になるというものです。

佐藤委員

そうです。そこに植物を載せるようなアイデアとかですね。そういうちょっと凝ったことを出来る可能性があるかという…。

亀山委員長

はい、わかりました。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

木曾地方事務所の山口です。

まず、のり面工事についてですけども、今ある工法の中ですと、表土を取ってしまう前に、表土の表面からそこにある種子等を取って吹付材料の中に入れて、現地にある種子を吹付材として吹き付けていくような、そういう工法もあります。で、積極的にそういう工法を取り入れていけば、かなり現地のものを使った緑化が出来るんじゃないかと考えています。それは具体的にも実際やっている現場も県内にもありますし、そういったことは前向きに考えています。



で、今の工事中の防音柵の件なんですけども、確かに本物の植物等を使って工事を進めていければ理想なんですけども、かなり一時的な工事であったりした場合に、実際にそうしたことが可能かどうかという、かなり難しい部分もあるんじゃないかと、実際に工事に携わってきた人間として考えると、私はそう考えます。ただ、鉄の柵等ではなくてですね、H鋼等の間に挟んで、土砂崩落防止等の柵等もあるんですけど、木を使ったような、そうした柵等というものは検討することは出来るんじゃないかと考えられますけども。

亀山委員長

はい、どうぞ。

野見山委員

信州大学の野見山でございます。

一点だけ、前回資料1 - 1の15番でお伺いした点、一番最後にバスで行ってその時に伺った点なんですけども、私の記憶ですとトンネルの出口にあたるG(案)の所だったと思うんですけど、一番おしり(終点)のところだったと思うんですけど。そこでトンネルの出口のところの上に特養(特別養護老人ホーム)があったと思うんですけど、老人の方ですので、そういう意味では我々よりは健康影響が生じる可能性がある方々だと思うんですけども、こういう出口に実際にこういう建物があっても、その方々には移っていただかなくても、全く影響はないというふうに言えるんでしょうか。

亀山委員長

それじゃあ、それについてお答えいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

事業者 (木曽地方事務所林務課 山口)

そのトンネルの坑口と実際の特養老人ホームの詳細な位置関係については次回お示ししてお答えしたいと思います。

亀山委員長

では、そのように対応をしていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

まだまだおありかと思いますが、少し休憩を取りましょう。

10分ぐらい休みを取らせていただいて、その間に御質問等をまとめていただいて御発言いただきたいと思いますので、今3時...2分前ですが、3時10分まで休憩にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

.....(休憩).....

亀山委員長

本日遅れるというふうなお話でした環境保全研究所の富樫委員がまだお見えになっておりませんの

で、出席できないときのために事前に意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

委員会に出席できないときのために2点ほど意見をお伝えしておきますと言うことで、1点目は、第1回委員会質問・指摘事項と対応資料のなかで、資料1の6において、あえて「活断層」という表現を削除した理由について。2点目は、その他準備書の内容についてで、これは要望でございますが、計画路線沿いの模式的な地質縦断面の作成をお願いしたいと言うことでございますが、これにつきまして、事業者の方で何か御説明いただけることはございませんでしょうか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

活断層という表現を全部はずしたのは、活断層のみというわけでは無いという図でしたのではずしました。2番目の地質縦断図の作成については検討させていただきます。

亀山委員長

ということで、（富樫委員が）後でお見えになったらまた補足的に何か言われるかもしれませんが、今の質問に対しては、今言われたようにお答えいただいたということにしておきます。

それでは、先ほどの続きで何かありましたらお願いいたします。

片谷委員

片谷でございます。悪臭のところでも少し、質問とコメントをさせていただきます。まず悪臭の、準備書で言うと4.6-4頁と4.6-6頁あたりにいくつか出てくる記述ですが、4.6-4頁では畜産施設の事例を引用されてまして、ここでは物質濃度と臭気濃度が使われております。一方4.6-6頁の記述では臭気指数で表示されておまして、値が10ですので臭気濃度でも臭気指数でも同じですが、このように用語を混用しますと、いたずらに混乱を招く危険性がありますので、どちらか一方に統一した方が良いのではないかと思います。それからアスファルトについては臭気中和剤を用いるという保全対策で対応するという御説明が出ているわけですが、アスファルトによる臭気は、確かに中和剤でかなり軽減されるという事例は沢山あり結構ですが、もともとアスファルトによる臭気の影響はあまり出ないという定性的な予測になってはいますが、これは位置関係と風向によってかなり大きく変わりますので、この悪臭という環境影響項目はかなり瞬間的な臭いであっても苦情の対象になる性質のもので、一般的に臭気指数10程度の臭いが発生するということだと、瞬間的にはもっと強い臭いが出て周辺の住民に不快感を与える可能性が十分にあるだろうと思います。そういう時間的な変動の程度も考慮しますと平均的に臭気指数10程度の臭いでも決して影響がないとは言いきれない。だから臭気中和剤のような対策を十分する必要があるという論調に本来なるべきである。今の準備書ではたいした臭いはないということになっておりますが、気象条件により影響が出る可能性が十分にあると思いますので、そういうスタンスの記述、だからこういう保全対策をするという記述にさせていただく方がより現実的だと思います。

亀山委員長

2点ほどお伺いしましたが、これにつきまして、事業者の方からよろしいですか。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

一点目の臭気濃度と臭気指数の話は御指摘のとおりだと思いますので統一の方向で記述を工夫した

だと思います。2点目につきましても御趣旨のとおりだと思います。それに加えて、上の表にもありますが住居近いところで突然に工事をしまして臭いがバーっと広がるような場合を言われたと思いますので、事前の住民への周知を加えるなど記述を工夫したいと思います。

小澤委員

環境保全研究所の小澤でございます。資料の3の埋め立て処分地の跡地に関連した32番に関連したところです。前回の委員会の現地調査で現地付近を通りまして、かなり近傍を通るのかなという印象を持ちました。ここでは32番ではルート検討時に、としてありますが、今回は、全体でルート比較というような意味合いもあるかと思しますので、ある程度埋め立て地跡地が限定的な、埋め立て地というローカルなものですので実際にどのような配置であるのか、現道に対してどれくらいの場所に配置されているのかとか、そういう既存の情報、ここでは測量とか最終的にはそういうもので確認が必要ですが、今ある、たとえば衛生組合の埋め立て地跡地ということであれば、過去の記録等を含めて、ある程度の場所の情報を出していただいた方が判断がしやすいと思います。周辺への影響とか工事の影響とか判断ができると思いますので、可能な範囲で既にある情報で出していきたいと思います。地図の中でもあるのですが、縮尺が小さすぎて点になってしまうのでよくわからないところがあります。

それに絡んで、ここ(資料3の32番)では土地を攪乱してしまうのを防ぐと書いてあるが、最近、処分場跡地の改変ということについては、いろいろと制度的にも取り組み始めているところだと思いますので、今回は埋め立て跡地そのものを動かすという想定ではないのですが、周辺への影響を考えると、たとえば、周縁の地下水調査みたいな既存のデータがあるかどうかなど調査結果を収集していただければよいと思います。この中で、現状把握のなかで地下水のデータが1点だけあったかと思いますが、4・7-13で地下水の状況を測られたものがありました。これは、1点なんですけど、もしルート全体のなかでもう少し地下水の調査について考えられ得るならば、可能性として多少リスクの高いようなところを選んでいただければ工事前の状況とその後の状況を調べれば全体の変化に使えるのではないかと思います。

亀山委員長

ただいまの御意見、御質問に対しまして、事業者の方からお答えいただけますか。

事業者 (木曾地方事務所林務課 山口)

ゴミ処理場の位置については、次回概略設計の路線図のなかで、聞き取りのなかでわかる範囲で出せば出していききたいと思います。地下水については今すぐどこということは言えないですが、道路建設をしていくなかでトンネルや橋等を造るときにボーリング調査等も行っていくことになりますので、そうしたデータを使っていけるようになるのではないかと考えています。

亀山委員長

現地で見せていただいた時に、ゴミの埋め立て処分場跡地の経緯がよくわからないというお話だったと思いますが。

小澤委員

だいたいの位置は現地調査の時のだいたいこの辺りということで、でもよくわからないということだ

ったと思いますが、正確には測量等で工事の段階でということだと思います。ただ、現段階でも既存の資料でいたいこの辺にあるという情報は出していただければと思います。

亀山委員長

これは地元で聞き取りをしてもわかりにくいものですか。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

そのあたり私の方で確認してないので、地元の大桑村とも相談しながら調べようと思っています。

亀山委員長

それは、できる限り確認していただくということをお願いいたします。もう1点の地下水に関しては小澤委員としてはどこかに井戸を掘って地下水を定期的に観測した方がよいということですか。

小澤委員

有ればということで、古い埋め立て処分場ですとそういう周辺の観測井戸はないかもしれませんが、そうなれば無理かなという感じがしますが、周辺で観測しているデータが有れば、そういうものを工事前のものとか工事中のものとか経時的に比べるものも得られるのではないかと思います、もし有ればということです。

亀山委員長

ということですが、よろしいでしょうか。わかれば、次回に報告いただくという対応でお願いします。

佐藤委員

信州大学の佐藤でございます。資料の2の準備書についての住民からの意見と事業者の見解の資料についてですが、木曾の住民の方からF案とG案でトンネルのG案の方がよいのではという意見をいただいています。昨年（H15年度方法書審議の際）F案の可能性を探っていただけないかという意見を言ったのは私です。というのは、トンネルを掘るには大変お金がかかるという話を聞いていまして、少しでも予算は少ないほうがいいのではという発想でもありました。同時に前回の見学会の時にF案の方の道にちょうど立つことができました。そのとき対岸の国道の交通事情で、対岸を車が通ると向かいで話ができないほどの音がずっと続いていました。トンネルのなかを車が走った時のどんな音がするかわからないのですが、G案のように複数のトンネルをくぐる案の場合もできあがってから音がF案のコースで聞いたような音が、G案の方も対岸や山の上で聞こえるようでは、クマタカや人の暮らしをするうえで非常に不便ではないかと予想するわけですが、できあがってから車の通ったときの音に関する情報を予測することについて検討する可能性は残っておりますでしょうか。

亀山委員長

御理解いただけますか。それではお願いします。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

トンネル抗口の音については、予測評価は計算してあり準備書に掲載してあります。

亀山委員長

そこを説明願います。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

ページで言えば4.2 - 67、68になります。そのなかで沼田ブロック、田立ブロックのナンバー11、12、13の部分がF案、G案になり評価しています。予測の位置図については4.2 - 43に予測地点が書いてあります。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

アジア航測の滝口でございます。予測地点は確かに人が張りついているところを中心にしております。GとFの区間については、現地でのご案内のとおり、ほとんど人に関する部分はないのかなということ在这种地点を選んであると思います。その結果につきましては一部Fの方は、夜間について具体策であると環境基準ここでいう評価の基準を若干超えるということで、対策検討をしています。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

あと、もう一つ補足ですが、準備書の4.12 - 41頁をご覧ください。ここで猛禽類の騒音に対する予測をしています。先ほども話しましたように、既設の右岸道路を工事する際に、工事の騒音がクマタカに影響があるかどうかを調査してきています。その中で54 dB以下を影響のない値と判断して予測評価しています。その中で、表4.12 - 31の田立地域のクマタカが前回現地調査のなかで国道の洞門からの音が聞こえていた場所の上でトンネルがあいてくる部分の予測評価になります。54 dBを超えてくるのがG案トンネル部のり面形成工（掘削部）のところの一部3 dBほど超えてくるので対策をとっていくということとなっています。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

それに引き続きまして、先ほど自動車の走行に伴う騒音も同時に同じ表4.12 - 31で営業地についての自動車の走行の影響の検討もしてありまして、距離があることから人間の環境基準と比べるのもどうかとは思いますが40 dB代の結構小さな音に低減されるというような結果になっております。

亀山委員長

佐藤委員の御質問に対するもうちょっと、つまりF案が騒音の観点からいいのではないかと言う意見であったかと思いますが、そのところをもう少し明確にお答え願えますか。

コンサルタント会社（アジア航測㈱ 滝口）

F案とG案を比較すると、供用後のレベルではあまり変わらない。工事中には若干ある。人に対する集落に近い予測地点では、夜間の話がありましたので先ほどのあの話でF案ということになるかもしれませんが、これは騒音という観点からのひとつの複数の比較結果ということでもありますので他の項目要素もありますのでということも含めて見解案を整理してあるということでございます。

亀山委員長

要は、人に対する影響としてみたときの騒音のレベルが4.2 - 6.7で見るとF案は環境基準を少し超えている、もうひとつは、4.12 - 4.1でG案はのり面を造成するときオオタカ(クマタカ?)に対するこれは基準があるわけではないが騒音がやや高くなるということでございます。これはこれにとどまっていて、総合的に見れば、G案の方がよいという考え方になっているという説明でよろしいですね。

事業者 (木曾地方事務所林務課 山口)

補足で、ただし、いいからといってそれでクマタカに対して大丈夫だということではなく事後調査計画等でモニタリングもしていくということを補足させていただきます。

亀山委員長

次、お願いします。

陸委員

陸と申します。4.14の触れ合い活動の場の項目について、質問というか意見というかその中間のようなものですが、南部ルート工事期間が10年にわたるといっていますが、かなり長期にわたると思いますので、この区間が、4.14 - 5に触れ合い活動の場の分布状況がありますけれども、この幹線を中心にかなり広い範囲で観光地といいますか、観光の場と触れ合い活動の場が分散しておりまして、地元住民だけでなく周辺からの観光客もずいぶんあろうかと思えます。長期工事の間に、工事中の観光アクセスをどのように確保するのかというための措置についてはあまり触れられていないように思ったのですが、たとえば、資料のなかでは個々の触れ合い活動の場の利用期間が通年とかあるいは半年と書かかれていますが、もう少し細かく、できれば、1日単位でたとえば、この日とこの日は、ゴールデンウィークも入るかもしれませんが、絶対に通れるアクセスを確保する日にして工事はこのように配慮するとか、この辺は集中的に工事をするとか、そういうような色分けをして工事中の観光アクセスを年間を通してどのように確保するのか、そういう評価についてはどのようにお考えでしょうか。もしなければ、入れていただいた方がよいと思いますが。

亀山委員長

今、陸委員のおっしゃられた触れ合い活動の場は非常に沢山あるのだけれど、工事中の影響についてどのように回避するかということだと思いますが、事業者の方からお願いします。

事業者 (木曾地方事務所林務課 山口)

まず、10年という工事期間を想定してあるのは、便宜上であり、実際は予算等の関係で10年で終わらない可能性が高いものと考えています。それで、アクセスについてですが、そこが観光地で人がかなり来る場所であれば、代替道路等も確保しながら工事を進める必要があると思いますが、現段階ではどの工事から始めるのか決まっていないので、実際の工事段階で考えさせていただきたいというのが正直なところです。実際のところ19号1本の幹線ですので、この冬期間スキーシーズンですと通行止めになりますとその次の週に観光客が激減します。前の週渋滞していた道路は、次の週全く車が通らないこともある。

そういったことにならないための右岸道路構想なので、当然観光客がいなくならないような工事の進め方をしたいと思っています。

亀山委員長

そういう点では、最初に全部をどうするという計画ができるようなものではないかもしれませんが、今日の事業者の見解のなかで、地元とよく相談しながらやるというのが随所に出ていましたので、これも、そうした対応でやっていただければと思いますのでよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

陸委員

はい、それで結構だと思います。資料3の関連するところとすれば、42に保全対策として住民への事前周知と書いてあるので、それを反映させると有りますが、地域住民だけでなく、アクセスしようとする観光客への周知も配慮すると付け加えてもらえばよいと思います。

亀山委員長

それではそのようにお願いします。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

はい、わかりました。

亀山委員長

できましたら、初めに申し上げましたように、次回にある程度とりまとめができるようにしたいと考えていますので、お気づきの点はできるだけ本日あげておいていただければと思います。

佐藤委員

この原案で行ったときに予算はだいたいいくらかかるというのはこういうものに載せないのでしょうか。又は、載せてはいけないのでしょうか。

亀山委員長

一般的にあまり載せないですね。実現可能な範囲内のことをやっていますというような言い方をすべてのことにわたってしています。県民としては知りたいかもしれませんが、あまり予算との間で天秤にかけて環境を考えるようなことをしないからだろうと思います。つまり実現可能なというのはそういう意味だと思います。

事業者（木曾地方事務所林務課 山口）

今委員長が言われたように、今回は環境の側面での評価ということで、経済面は載せないようにしています。

亀山委員長

他にありませんでしょうか、特にないようでしたらこれで質疑を終了させていただきたいと思います。その他につきまして事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（環境自然保護課 宮尾）

次回の会議の日程についてでございます。委員の皆様の御予定を今後メール等で予めお聞きした上で、できれば3月中の開催に向け調整させていただきたいと考えております。また、大変近い期間になってしまいますが、実は、青崩峠道路という南信のほうで道路案件がアセスの方法書提出間近になっておりまして、その関連で4月の上旬頃にも現地調査も含めて開催をさせていただければと考えておりますので、そちらも併せて日程を調整させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

亀山委員長

3月の下旬と4月の上旬頃に続けて2回開催したいということでございますので日程調整よろしくお願いたします。そのほか何か御発言ございますか。無いようですので、これにて本日の委員会を終了させていただきたいと思っております。どうも御協力ありがとうございました。

司会（環境自然保護課 臼井）

ありがとうございました。